

財務常任委員会（令和3年9月16日）

◎委員長（黒川 武君） おはようございます。

定刻になり関係者の皆さんもおそろいでございますので、ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

昨日に引き続きまして、議案第66号「令和2年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

款9教育費、項1教育総務費から項3中学校費までの質疑を許します。

決算書は276ページから300ページ、成果報告書は200ページから231ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） よろしくお願ひします。

成果報告書224ページほかでお伺ひします。

コンピュータ維持管理事業のところでございますが、昨年度はタブレットを、ここは小学校ですけれども、中学校も含めて配備されたということで、昨年度の授業等での使用実績と、また今後の使用方法の方針などをお聞かせください。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 昨年度導入いたしましたタブレットの活用状況についてでございますが、授業の支援ソフトのロイロノートを活用してお互いの意見を交流させたり、自分の考えをチャートにまとめたりしております。また、AIドリルのeライブラリアドバンスでは、各自の学習進度に応じて自主学習を進めています。また、調べ学習においては、インターネットを活用して情報収集などもしております。

さらに、スクールライフノートという心の天気も活用して、児童・生徒の心の変化を的確につかみ、児童・生徒の理解、支援も丁寧に行っている、そういった状況でございます。

今後につきましては、ただいまコロナ禍というところもございまして、オンライン授業など、あと行事のライブ配信だとか、そういったことにも努めてまいりたいと考えております。

◎委員長（黒川 武君） 他に。

◎副委員長（水野忠三君） 適応指導推進事業、成果報告書でいいますと204ページ、下のほうに不登校児童生徒数の表が掲げてあると思いますが、この点に関しまして2つほどお伺ひしたいと思ひます。

まず1点目としては、不登校児童・生徒の不登校の理由等はどの程度把握されているかということと、把握する際に方法といひますか、どのように把

握をされているのか、お伺いをしたいと思います。

◎学校教育課指導主事（篠田浩志君）　お願いします。

不登校児童・生徒に対しては、一人一人に児童生徒理解・教育支援シートを作成して、各校から毎月報告をいただいております。なので、基本的に全員の理由等の把握はできています。以上です。

◎副委員長（水野忠三君）　ありがとうございます。

それから2点目といたしまして、この204ページの不登校児童生徒数の表の中の不登校児童生徒、合計で95名というふうに上げてありますが、それと比較して、おおくす在室者数、こちらが9名ということで1割といいますか、1割切るといいますか、そういう人数でちょっと少ない印象を受けるんですけども、これについての御見解をお伺いしたいと思います。

◎学校教育課指導主事（篠田浩志君）　まず、ここでいう不登校児童生徒というのは、年間30日以上欠席があった者を指しています。イメージとしては、年間を通して3週間で2日程度の欠席がある者が該当者となっています。つまり、全く学校に來られていない児童・生徒ばかりではないということになります。完全にひきこもり状態となっている子や週に何日かは通えている子、一時的に欠席が続いた子、相談室や学習室に登校している子など様々です。

その中で、おおくすに入室することが適切だと考えられる児童・生徒については、本人、保護者と相談をして入室を決めております。実際には、おおくすへの入室が適切だと判断される児童・生徒はそんなに多くないというのが実態になっております。以上です。

◎委員（梶谷規子君）　205ページの2番の学校図書館活動についてお伺いします。

20年前は中学校の図書室には鍵がかかっている状態だったのを、現在は全小・中学校に読書指導員が配置されていつも開放された状態だということで、そういった学校図書室の中に、先ほど学級の教室には入れないけれども相談室などに登校している子どもさんが見えるということをお答えされましたが、保健室での登校とかと併せて図書室への登校などの生徒なども以前いるとお聞きしたんですが、この間はどのような状況でしょうか。

◎学校教育課管理指導主事（渡辺まゆみ君）　現在把握しているところでは、図書館に通っているという不登校ぎみの児童・生徒はいない。その代わり、保健室ですとか相談室ですとか学習室などに通っているという子は確認しております。

◎委員（堀　　巖君）　先ほどの不登校の関連でお聞きします。

204ページの中段のところに、メンタルフレンド事業があります。さっき

のひきこもりとなっている、あまり出てこられない子どもたちがこのメンタルフレンド事業の1人なのか、そこら辺の人数の関係、全体でひきこもり状態にある生徒の数というのは何人ぐらいいるんでしょうか。

◎学校教育課指導主事（篠田浩志君） 現在は中学校の生徒1人が派遣を受けております。

◎委員（堀 巖君） 派遣を受けている1人だけがひきこもり状態になっていることで理解しました。

さっきのGIGAスクール構想のタブレットの活用というのは、不登校の子どもたち等に対してはどのような対応をしてみえるんでしょうか。

◎学校教育課管理指導主事（渡辺まゆみ君） 文科省からも、不登校傾向のある子についてはICTを使った学習を進めていくようにということで、幾つかオンラインを使ったことによって学習したというふうにみなしていくというようなことも通知がされているんですけども、保護者ですとか御本人の意向を聞きながら、タブレット学習についても進めております。

先ほど紹介しましたAIドリル、eライブラリなどにつきましても、こんなものもあるからチャレンジしてみないというようなことで声かけはしているんですけども、まだタブレットを使って学習しているという、そこまでたどり着けている子というのは非常に少ないです。

◎委員（鬼頭博和君） 2点ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

成果報告書の220ページ、北小学校屋内運動場等複合施設建設事業のところでお聞かせください。

今、工事に入っているわけなんですけれども、市民からエアコンの設置というのが結構出ているというふうに思います。今回、最初からエアコン設置という形では聞いていないんですけども、後からつけていくというような、そういった検討などはあるんでしょうか。お聞かせください。

◎学校教育課長（近藤玲子君） ただいま御質問がありました空調設備の設置につきましては、放課後児童クラブ施設や西館にある図書館の代わりとなる部屋には設置する計画にしていますが、屋内運動場につきましては、現時点では設置の予定はございません。

◎委員（鬼頭博和君） 予定はないということですが、今後国からの補助金とかそういったものもついてくるかと思うんですけども、そういった状況になった場合は、また設置に向けて検討していただきたいなあというふうに思います。よろしく願いいたします。要望です。

もう一点お願いします。

成果報告書の226ページ、中学校管理運営費のところなんですけど、一番下

の表のところですね、新型コロナウイルス感染症対策購入備品等の内容というところで、南部中学校のところにビデオカメラレコーダーというビデオカメラが入っているんですけども、これはどういったものに使われるんでしょうか。

◎**学校教育課長（近藤玲子君）** 新型コロナウイルス感染症対策購入備品として購入をいたしましたビデオカメラレコーダーについてでございますが、学校行事の映像を校内や各家庭へ配信するために使用するものとして購入をいたしました。

◎**委員（鬼頭博和君）** 分かりました。学校行事の配信ということで。

学校も授業なんかでもオンライン授業なんかも行われていくと思いますので、そういったところにも活用できるんじゃないかなというふうに思っております。しっかりと活用していただきたいなあと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎**委員（木村冬樹君）** 成果報告書の201ページの事務管理費の3の土曜学習についてお聞かせください。

この間いろいろお聞きしていて、非常にいい取組だなあというふうに考えているところでありますが、参加が岩倉中学校と南部中学校でかなり差があるということで、この理由はどうなんでしょうかという点についてお聞かせください。

◎**学校教育課長（近藤玲子君）** 土曜学習の内容について違いはありませんが、岩倉中学校では事前予約制になっております。南部中学校については予約が不要で、当日でも自由に参加できるようになっております。そのため、事前予約などが参加者の数の違いに出ているように思います。

学校の事情もありますので、それぞれが利用しやすい環境となるように取り組んでいただいております。

◎**委員（木村冬樹君）** 分かりました。

学校の都合だとかいろいろあるというふうに思いますから、一概にどっちがいいということではないというふうに思いますけど、多くの参加が得られるような方法をぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

もう一点、すみません。

217ページの小学校管理運営費の関係になろうかと思っております。

いわゆるコロナ禍で子どものマスクの着用ということで、これはもう一般質問とかでもいろいろ議論されてきたところではありますが、マスクの着用によって体育の授業で子どもさんの体調が悪くなったというようなことも少しお聞きしたところではありますが、一般質問の中でも熱中症に留意したマスクの着

用ということで答弁がありましたから、もうそういうふうで徹底されておるとは思うんですけど、その辺について、令和2年度のところはどんな状態だったのかということも含めて教えていただきたいと思います。

◎学校教育課管理指導主事（渡辺まゆみ君） 熱中症に留意してということとは昨年度からスポーツ庁などで通知もありましたけれども、実際外してもいいよというふうに声をかけても、子どもたちの中には自分がうつすんじゃないかとかそういう心配もあり、マスクを手放せない子がたくさんおりました。

ただ、今年度になってさらに通知が重ねて出されていく中で、やはり健康面を第一に、安全面を第一に考えるということで、体育の時間には十分な距離を取って、マスクを外しても活動できるような内容を授業の中で取り入れていくというように工夫して取り組むようにしております。

◎副委員長（水野忠三君） 奨学金給付事業、成果報告書だと216ページでございます。

記載内容との関連でお伺いをします。

他の議員が金額等についても質疑されたところではありますが、私からもお伺いしたいことがございます。

ちょっと2つに分けて聞かせていただきますけれども、まず奨学金の給付12名という記載がございしますが、これは希望された生徒全員に対してかどうか、それをお伺いしたいと思います。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 奨学金の給付につきましては、希望制ではなく、出身中学校の校長の推薦制としております。その推薦された生徒に対しては、令和2年度、全員に対して給付が決定されています。

◎副委員長（水野忠三君） 推薦ということですので、今からお伺いすることももう含まれているのかなあというふうには思うんですが、一応念のためということで、奨学金の給付の決定がなされる際に、経済的な理由などのほかに生徒さんの学習態度であるとか生活態度などであるとか、そういう点もやはり重視して判断されるべきだと思いますが、現状はどのようになっているか。校長先生の推薦の段階でそういうのも考慮されているのかとは思いますが、念のためお聞きしたいと思います。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 学校での推薦に当たっては、担任をはじめ3年生を担当している教員で構成する学年会で協議をしております。その中で、経済的に恵まれない環境の中でも家族を助けながら学業や部活動に励んできた生徒、そういった生徒が選考されております。

◎委員（大野慎治君） お願いします。

教育総務費の教育指導費の中の、成果報告書の207ページ、部活動サポー

ター派遣事業についてお聞かせください。

部活動の指導者の方、意外と市外の方が多くて驚いたんですが、7割方市外の方でした。やっぱりこういったときに、謝礼の中に交通費は含まれていないなというのがちょっと気づいたんですが、せめてガソリン代等とかの交通費の支給は必要ではないかと思われそうですが、いかがでしょうか。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 部活動サポーターにつきましては、様々な分野の方に御協力をしております。例えば交通費の支給についてというお話がありましたが、本当に少額な中、児童・生徒に寄り添い、必要な支援や助言などをいただいで大変ありがたく思っております。

今のところは、金額を上げるといったことは考えておりません。

◎委員（大野慎治君） 誤解のないように、僕は指導者の方が市外の方が非常に多かったことを踏まえると、交通費程度は、ガソリン代だと思いますが、程度はお支払いしたほうがいいんじゃないか。僕は岩倉の方が圧倒的に多いのかと思ったら市外の方が圧倒的に多かったので、やっぱりそういったことは配慮するべきではないかと考えますが、いかがですか。

◎学校教育課長（近藤玲子君） ただいま令和2年度の実績というところではございますが、サポーターの方については、8名のうち市外の方は2名というところで、市内の方に大変多く御支援いただいているというような状況でございます。

◎委員（大野慎治君） 証書類審査の中で部活動指導費のところを見たら、市外の方が多かったという事実は間違いはないと思うんですが。

◎委員長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

執行機関の答弁を求めます。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 御質問のありました部活動指導サポーター謝礼については、全員で8名ですが、そのうち市外の方は2名ということでございます。

また、部活動指導者謝礼というものがございますが、そちらについては勤務している教職員に対する部活動の謝礼ということで支給をしております。

◎委員長（黒川 武君） よろしいですか。

◎委員（大野慎治君） すみません。

◎委員（堀 巖君） 成果報告書206ページのいじめのところでお聞きします。

昨年もコロナの関係で1回しか開催していなくて、今年はゼロということ

で中止ということの記載なんです、重大事態の対処や発生防止のために、5人という委員なのでそれほどいじめについては重大事態もないし、開催しないという判断をしたという、そこら辺の経緯をちょっと教えてください。

◎学校教育課長（近藤玲子君） いじめの問題対策連絡協議会、こちらについては、コロナ禍ということで中止をさせていただきました。

各学校においては、学期ごとにいじめ問題の委員会を設けて情報共有もしているような状況で、そういった報告も受けての市教委で把握をしておりますが、今回は重大事態に対応するものがないということで、書面での開催で情報共有、連絡等させていただいたところでございます。

◎委員（堀 巖君） いじめの件数について、どうなのでしょう、やっぱりコロナということでいろんなストレスを抱えた中で不登校と同じように増加傾向には、一般質問のときはそう大して変化はないという答えだったんですけども、やっぱりいじめ問題の専門委員会のほう、私さっき5人ということで、5人であれば広い部屋でも十分開催できるんじゃないかというふうに考えます。

それと併せて、さっきのGIGAスクール構想のタブレット、いじめの関係で子どもたち、生徒たちがタブレットのソフトについてさっきいろんな紹介をいただいたんですけども、いろんなチャンネルを持つということが大事だと思うんですが、その中でいじめを受けた悩みだとかをタブレットのソフトを通じて伝えたという、そういう生徒というのはどのぐらいで、解決に向かったとか、そこら辺の状況をもしあれば御紹介いただきたいというふうに思います。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） いじめの問題に関しては、いじめ問題専門委員会はやはりいじめで重大事態があった場合に調査をする機関になりますので、緊急のことがあれば、それはコロナにかかわらず開催する必要があったかと思えます。そういう事態もなかったのもということで、また大学の先生お二人ですとか、医師、弁護士、臨床心理士という方の職責を考えて、ここで集まるのはというところで中止にしたところです。

いじめの問題に関しては、むしろ問題対策連絡協議会のほうが大切だと思っております、発生する前の対策、そういったことの協議をする機関も法務省の方とか児相、江南署の方がいらっしゃるんで、そういったところはぜひやりたかったんですけども、それについても開催ができなかったところでもあります。資料については、開催したと同じようなものを提案差し上げながら意見を賜っているところでございます。ほかのところでも会う方もいらっしゃると思いますので、情報交換は、最小限でしたけど、できているところもあ

ろうかなと思います。

あとタブレットについては、先ほど心の天気というのがありましたけれども、朝と帰りに天気を入れてもらっているんですね。ずうっと晴れだった子が雷になっちゃったりする、それは自己表現だもんですから、むしろ教員の方がそれを見て声をかけやすくなったという効果はあったのかなと思います。朝と帰りに入れてもらっていて、朝は晴れだったのに帰りに雷になっちゃったような子、帰りのときにはどうだったのという声かけもできている。タブレットについては、一つはそういう利用もできるのかなというふうに思っています。

◎委員（宮川 隆君） 2点お聞きしたいと思います。

1点目は、成果報告書の203ページ上段の岩倉北小学校及び岩倉南小学校用地購入基金積立金であります。

これ自体は、以前も答弁いただいたように、地主さんからの申出がありましたらその都度買うという方針の表れだというふうに思うんですけども、決算書の281ページ中段を見ますと、賃借料が両校合わせて約500万円、これは経年的に毎年出てくる金額になると思うんですけども、金額的には市財政の中で言えばそんなにめちゃくちゃ大きい金額ではないですし、学校教育の中の費用ですのでそれをどうこうということはないんですけども、やはりできれば岩倉の財政を見た上で、積極的に買い取れるときにはこちらのほうから声かけして買っていくということも大切なのかなというふうには思うんですけども、その辺の投げかけとか方針とかありましたらお聞きしたいと思います。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 学校用地につきましては、ただいまのところ積極的に買取りというような方針はございません。

ただ、毎年借地料をお支払いする際に地主さんと直接会ってお話をしますので、地主さんのほうからお申出等、御相談等があったときに対応する、そのような状況で対応しており、今のところそういった対応をするという考えでおります。

◎委員（宮川 隆君） 毎年の支払いのときに声かけをしていただいているということですので、アプローチはしているという理解をさせていただきました。

では次に、成果報告書の213ページ上段の小・中学生平和祈念派遣事業についてお伺いしたいと思います。

コロナの影響で中止しましたということであります。ただ、折り紙を郵送したということでありますけれども、本来のこの事業の大きな目的というの

は、戦争の悲惨さと平和の大切さということだと思いますし、学年ごとによってやっぱり理解度も違いますので、説明の仕方も違ってしかるべきだというふうに思うわけですね。ですから、コロナの関係で去年、今年もちょっとできなかったというふうに聞いていますけれども、単年度的に抜けたとしても、例えば9年間の中でやればいいよという、そういう話にはならないというふうに思うんです。

そうしますと、この前の段階で語り部のことも触れられていましたのであれなんですけれども、やっていないという理解はないんですけれども、やっぱり一斉の放送でかけるというよりもその年代ごとに合わせた平和教育というのは当然必要だと思いますので、その辺をこのコロナ禍の中でどういう工夫をされて、今後子どもたちに平和の大切さというのを理解していただくのかという、そういう取組というのはどのように考えられているのでしょうか。

◎**学校教育課管理指導主事（渡辺まゆみ君）** 折り鶴を折るという機会がありますけれども、その前の段階でなぜこの折り鶴を折るのかとか、どういう気持ちで折ってほしいのか、そういったことを担任だとか児童会、生徒会の人たちから趣旨をきちんと説明をして、本当に僅かではありますがありますけれども、平和について学ぶ機会を設けるようにしております。

ですので、子どもたちの中には、折り鶴を折る前に平和へのメッセージを折り紙に書いて鶴を折っている、そんな子どもたちがいるということも聞いております。

◎**委員（堀 巖君）** 206ページの研究委嘱事業についてお尋ねします。

昨年度も記述があり、今年、中間年度的なところなので、非常に私この東小学校の「世界にはばたく東っ子」については注目をしています。今の進捗状況を教えていただけますでしょうか。

◎**学校教育課管理指導主事（渡辺まゆみ君）** 研究につきましては、3年目を迎えました本年度11月に発表をして、今までの取組について成果を報告させていただくということで、授業ですとか子どもたちの姿からそういった研究、世界に羽ばたく、キャリア教育が主になるんですけれども、そういったものを発表したいと考えております。

◎**委員（榊谷規子君）** 成果報告書207ページの12番で、教職員の健康管理についてお伺いします。

かつて教職員の皆さんの過労死ライン80時間、100時間超えの先生たちも多いという中で、部活動などサポーターの人たちが入ってかなりそういう時間は短時間になってきたかと思うんですが、この学校産業医が教職員の健康管理や職場巡視を行いましたとありますが、結果としてどのようだったのか

しょうか。評価はどうでしょうか。

また、50人以上が在籍する岩倉中学校だけですので、ほかの小・中学校の教職員の健康管理などはどうなんでしょうか、お聞かせください。

◎委員長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎学校教育課長（近藤玲子君） まず岩倉中学校での産業医の対応についてお話をさせていただきますと、相談をした方が5人いらっしゃったと。あと職場巡視も10回程度していただいております。

また、令和2年度については、新型コロナ感染対策だとか熱中対策についても御指導、御相談を受けていただいたということで、学校に対する健康管理に支援をしていただいた状況でございます。

また、岩倉中学校以外の学校につきましては、養護教諭が衛生推進者ということで、産業医がいないところについては養護教諭がそういった役目を果たすことになっておりますので、教職員の相談等には応じている、そのような状況でございます。

◎委員（堀 巖君） 関連でお聞きします。

市の職員であると、病休の数であるとかなどの数字が出ています。教職員にあっては県職なので人事的には県かもしれませんが、やっぱり学校単位でそういった校長をトップにした管理というのが非常に重要だと思いますが、そこら辺の状況、病休とか高ストレスの職業だと思いますので、保護者に対してとか、そういった状況ってちょっとお知らせいただけますでしょうか。

◎学校教育課管理指導主事（渡辺まゆみ君） 県の職員につきましてはタイムレコーダーを導入しておりまして、1か月ごとにそれらを集計して、当然年次休暇ですとか休暇についても記載がされますので、校長や教頭が把握するようにしております。

やっぱり健康管理については、細心の注意を払って取り組んでいるところ です。

◎委員（堀 巖君） 私が聞いたかったのは、そういう高ストレスの職場の中で心の病であるとかそういった形で休んでみえる教職員の方は、岩倉市の勤務されている中にはどのくらいお見えになるんでしょうか。

◎学校教育課管理指導主事（渡辺まゆみ君） メンタル的などということで申し上げますと、1名の方が休職されております。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 成果報告書の217ページと226ページで、1番の学校

の管理運営のところなんですけど、いろいろコロナ禍で新しい先生方の事務も増えたんじゃないかと思うんですが、記述では長時間勤務の抑制が図ることができたということで書かれております。

タイムレコーダーの設置ですけれども、小学校・中学校両方ですけれども、これ昨年と同じような記述があるものですから、昨年よりさらに抑制できたのか、昨年並みに抑制できているのか、その辺りを教えてください。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 教職員の勤務時間については昨年度とどのような状況かという御質問ですが、在校時間の平均で申し上げますと、昨年度に比べ93.2%という状況になっております。

また、80時間を超えるような勤務であった方についても、50.3%という状況になっております。

◎委員（梅村 均君） もう一つ、すみません。

成果報告書224ページのコンピュータ維持管理事業ですけど、コンピュータ整備状況のちょっとこの表の見方を教えてもらいたいんですけど、北小学校がゼロになったんですが、この整備状況というのはどんなふうに変ったというか、どうしてこういうふうに数字になってきているのかを教えてください。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） まず教育用のタブレットにつきましては、平成31年度に導入しておるんですけれども、今回G I G Aスクールによって整備したのは児童・生徒用のタブレットで、先生用のタブレットに関しては整備しておりません。31年度に整備した教育用のタブレットを先生用のタブレットに転用して使用しているということで、教育用の端末の台数が減っているということになります。

また、北小学校の児童用のタブレットがゼロ台というふうになっておるんですが、こちら北小学校の屋内運動場の建設に伴って西館を取り壊しているんですが、その西館の中にコンピューター室が入っていたという関係で、北小学校のコンピューター室はなくすということでタブレットをゼロ台ということにさせていただいているといった状況です。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 以上で、款9教育費、項1教育総務費から項3中学校費までの質疑を終結します。

次に、款9教育費、項4社会教育費から項6給食センター費までの質疑を許します。

決算書は300ページから324ページ、成果報告書は232ページから251ページ

までです。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） お願いします。

成果報告書の235ページで事務管理費（図書館費）、中段のところなんですけれども、新たな取組として、本のタイトルや作者名、読んだ感想などを自由に自分で記入することができる読書手帳を作成して利用者に配布し、読書意欲の向上につなげることができましたとあります。

また、一番下のところに、読書手帳577冊配布されたということで、もともと577じゃなくて、どういった方法で何枚作られたか教えてください。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 読書手帳につきましては、大きさにつきましてはB5サイズで表紙と裏面は上質紙を使って、中は通常のコピー用紙を使用しておりまして、これは職員の手作りでして2,000部作成しました。

作成に当たっては、表紙とかデザインとか、あと中身の様式については図書館に在籍している司書さんが決めまして、それを印刷したものを7人ぐらいの職員が特別整理期間中にホチキス留めして仕上げました。

配布の方法につきましては、記載台のほうに設置して御自由にお持ちいただけるような形で配布しております。

◎委員（谷平敬子君） ありがとうございます。

手作りで2,000枚も作っていただいて感謝しています。ありがとうございます。

また、ちょっと提案なんですけれども、残りがまだあと1,400枚ぐらいあると思うんですけれども、また学校とかでも配布する考えはないでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） こちらの読書手帳につきましては、読書手帳そのものが中学生以上向きに作ったものですので、小学生のほうはちょっと難しいんですけれども、例えば中学校の図書室に設置することは可能ですので、こちらのほうは検討していきたいというふうに思います。

◎委員長（黒川 武君） よろしいですか。

◎委員（谷平敬子君） はい。ありがとうございます。

◎副委員長（水野忠三君） 私も成果報告書235ページ、今のページでございます。

こちらの事務管理費（図書館費）のところで、下に利用等の状況の表があると思いますが、2点お伺いをさせていただきたいと思います。

まず1点目は、他の議員も類似の質問をされたと思いますが、令和2年度

で蔵書冊数が17万1,411冊で、そして少し下の除籍数が1万1,071冊ということで、この蔵書冊数と比べて除籍数が比較的まず多いように感じるのですが、改めて御見解をお伺いしたいと思います。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 除籍数に関しましては、もともとなんですが、図書館のスペースに対してちょっと本の数が多い状況でございましたので、令和2年度に集中して除籍に力を入れたものでございます。

逆に蔵書に関しましては、令和2年度は図鑑ですとか全集など、単価の高いものの購入に充てたものですから蔵書数が伸びず、今回お示ししているような数字となったものでございます。

◎副委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

そして、今の除籍数の話などの関連になりますけれども、やはり蔵書に関して、今御答弁でもありましたように、図書館の物理的スペースに当然限界があるわけですが、物理的スペースに限界があるのであれば、やはり将来的に電子書籍の導入、これは電子書籍だけにするのではなくて、紙の本と併用するなどして電子書籍と紙の本みたいにしていって、そういうのも検討課題になると思いますけれども、現状とそれから御見解をお伺いしたいと思います。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 電子書籍に関しましては、現在把握しているもので、導入している図書館は全国で約90館ほど、全国の公共図書館が3,200館ほどということで、愛知県のほうでは5館ということとなっております。

なので、現状ちょっと導入実績のある自治体がまだ少ないということから、岩倉市の図書館としては、利用者のニーズ、それから電子図書の普及状況、こちらを見ながら費用とか、あと先進地の事例などを参考にしながら調査研究していきたいというふうに考えております。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 成果報告書242ページ、243ページです。

生涯学習講座に関してお伺いたします。

非常に多くの講座を開催していただいております、ありがとうございます。この243ページの表を見せていただきますと、定員に対してやはり毎年ですけれども、申込者数が非常に多く人気の講座が多いなあというふうに感じております。講座を受けられない市民の方もたくさんお見えになるのではないかなというふうに推測されるんですけれども、数字から。

これは、基本的には生涯学習センターで受講するという形を取っていると

と思いますが、講座の内容によってはオンラインとの併用といいますか、オンラインでも受けられるような内容もあるのではないかなというふうに考えるところです。そういったオンラインとのハイブリッドの開催についての御見解をお伺いしたいと思います。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 従来から、生涯学習講座につきましては抽せんになる講座も多くて、もともと市民の需要は高いというふうに考えております。

コロナ禍によって、去年は前期講座、こちらのほうが全て中止となったんですけれども、その後、後半はコロナについて経験ですとか情報とかが蓄積されていったものですから、感染症拡大防止対策をしっかりと取りながら講座開催の機会を確保してきたところでございます。

ただ、おっしゃるように、一方、現在のやり方だと定員に制限をかけながらということになりますので、生涯学習講座の需要が高いということを見ると、今後については、オンラインを活用した講座の実施についても指定管理者と協議しながら検討していくことが課題ではないかというふうに考えております。

◎委員長（黒川 武君） 他に。

◎委員（梶谷規子君） 同じく生涯学習センターのほうで、242ページをお願いします。

コロナ禍の中で緊急事態宣言とかされると利用制限ということで人数の制限があるわけなんですけど、利用者の方から大体の、研修室とかスタジオ1、2とかは人数が定員の半分なんだけれども、料理室と工芸室は、料理室だと24定員のところ20、工芸室だと24の定員のところ22というふうに少し少なめにしただけというような人数になっていて、あとは大体半分の人数にということなんですけど、そこら辺の違いは何でしょうかというお尋ねがありましたけど、それはどうなんでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） ちょっとすみません。料理室に限定したお話になってしまうんですけれども、令和2年度は、やはりおっしゃるように、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、生涯学習センターの部屋の利用率、これは全体的に低下しているんですけれども、中でも料理室の利用については、近年の24%程度から9.2%と大きくポイントが下がっております。

こちらの要因としましては、生涯学習センターが6月から開館を再開してからも、料理については7月まで引き続き利用不可としたことですか、あと利用者自身がコロナがどういったものかまだまだ分からない状況でしたの

で、飲食を伴うようなことに対しては利用を控えたことが、この利用室の特段の低下につながったというふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） 利用率のことではなく、利用できる人数の制限のことをお聞きしたんですが、大体研修室2だと60名のところ、コロナ禍の中では半分というので30人とか半数の人数制限にされているんだけど、料理室だと24定員のところ20とか、工芸室だと24定員のところ22とかの半数じゃないというところは、全体の広さが広いからこれぐらい少なくするだけでいいというようなお考えなのか、そこら辺の疑問なんですけど。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） すみませんでした。

こちらについては、調理室とかはいろんな備品とかも多いことから床面積が広いところがありまして、それを2平米で割ったりとか4平米で割ったりした場合、ほかの部屋に比べると入れる人数はやや多めに出るというようなところがあるというふうに考えます。

◎委員（堀 巖君） 235ページの図書館費のところでお聞かせください。

コロナ禍ということで市の拠点としての図書館としての、例えば今、ちまたはいろんな情報が流れていて、コロナウイルスに関して。例えばコロナの特設コーナーを設けていろんな本を置くとか、そういった取組というのはされていなかったんでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） コロナの関係で、やはり感染症が蔓延して市民の方に不安が広がっている中、感染症についてという特設コーナーのほうは一度設置をしております。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書の240ページの文化財保護費の関係で、ちょっと特徴ある取組があったなというふうに思うのが、金婚・ダイヤモンド婚祝賀会において、郷土資料室に所蔵している婚礼用品の民具を展示したということです。

それで、これを検討していくいきさつだとか、あるいは実際に展示してどのような形になったのか。また、祝賀会に参加された方の様子だとか、こういったことについてちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 金婚・ダイヤモンド婚での展示に至った経緯なんですけれども、金婚・ダイヤモンド婚を担当している、これ長寿介護課なんですけれども、こちらのほうから、新型コロナウイルス感染症の影響によって例年の開催方法

を変更するという中で、民具の展示をしたいという相談を受けたことから展示をする運びとなりました。

どんな感想かというのは、具体的にはアンケートを取ったりとかしているわけではないんですけれども、おおむね良好だったというふうに考えております。

これまでもサロンですとかイベントとかで回想法というような形で貸出して活用されたこととかもありますので、民具がこういったことに役立つのであれば、今後も引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。非常にいい取組だなというふうに思います。回想法というのが北名古屋にそういう郷土資料のところがありますけど、非常にそういうことも意識した展示になっているというふうに思いますので参考にさせていただいて、引き続きよろしく申し上げます。

それから、251ページ、給食センター費の物資調達事業についてもお聞かせください。

コロナ禍で大変給食のほうも影響を受けたということで、様々な取組をしていただいたというふうに思います。その中で、一番最後のほうからちょっと上のところですけど、愛知県が実施する県産牛肉等学校給食提供推進事業というものであります。

これを活用してこういうちょっといい給食が出せたのかなというふうに思っているわけですけど、この県の事業というのはどういう内容なんでしょうか。単年度で終わってしまうのかということも含めて、どういったものが県から提供されたのかというところについてもお聞かせいただきたいと思っております。

◎学校教育課長（近藤玲子君） このたびの事業についてですが、県産牛肉等を学校給食に提供する事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている農畜産物等の事業者の支援、また児童・生徒の食育を目的として国と県で実施をされているものでございます。

令和2年度については、こちらに記載のとおり、県産牛肉、名古屋コーチン、ニジマス、ウナギ、抹茶を使用してひきずりだとか肉ジャガ、すき焼きなど、ひつまぶし、そういったふだん提供できないような給食も提供できたような状況でございます。

また、令和3年度については、国の事業のほうで国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業といったものの活用によって名古屋コーチン、ニジマスを提供していただいております。また、名古屋コーチン、ニジマスについても

提供ができた、そのような状況になっております。

◎委員（堀 巖君） 242ページの生涯学習センターの関係で、生涯学習講座で、やっぱりコロナ感染症で開催ができないという講座がある半面、やらなければならないというか取り組んでほしい講座、市民の方もそうですけど、やっぱりコロナ感染症に対する正しい知識のための講座というのが、ちょっとばあっと見る限りなかなかないような感じ、元年度にしても2年度にしてもなかったような気がするんですけども、そういったことというのは、自主的な講座以外にも来未さんのほうから提案があるとか、そういった何か検討がなかったのかあったのか、そこら辺の状況を教えてください。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 生涯学習講座につきましては、利用者のニーズにできるだけお応えするような形で来未さんのほうにもラインアップしていただいておりますけれども、やはり公共の機関での生涯学習講座ということで、例えば社会的に今問題とそのときになっているようなこと、先ほど言われたようなコロナの対策についての関連するような講座とかも、一応課題としてそのときの情勢の中ではあると思いますので、こちらのほうからこういった関連する講座を開いてみてはという提案はできると思いますので、その辺りは指定管理者と協議しながら考えていきたいというふうに思っております。

◎委員（榎谷規子君） 249ページの成果報告書、給食センター費についてお伺いします。

アレルギーの卵と乳の除去食を提供してもらっているということで記述があるんですが、卵除去が13回、乳が6回というふうにあります。除去食だけでなく、牛乳を豆乳に変えとか代替食の検討はされているんでしょうか、お伺いします。

◎委員長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 除去食については実施ができていて代替食についての検討についてですが、どのような代替食があるかといった、そういった研究等はしているような状況でございます。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はよろしいですか。

◎委員（谷平敬子君） 成果報告書の237ページで文化祭費なんですけれども、下の段のところに、事業の成果としては新型コロナウイルス感染症が流行する中であっても市民の文化活動の意欲を継続・維持させるため、市民の自主的な創作活動の発表の場を創出することができたとあります。

また下に、文化祭の出品者数が1,315ということで、令和元年は3,029だったんですけれども、コロナ禍の中で4日間を2日間にということでやられているんですけれども、現実、緊急事態宣言が何回も続く中で公共施設、そういう会場が使えないということで家で作れるものもあるとは思いますが、その教室に行かないと作ることができないということで結構創作意欲が落ちるといえるか、そういう感じというのがちょっと市民の方から聞いたんですけれども、また今年度は、今月末ぐらいまでの出展の申込みの期日になっていると思うんですけれども、現在は何点の出品者数があるのか教えてください。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 催しの中でも特に文化祭につきましては、発声ですとかあと発汗などを伴うようなイベントとは違いまして、基本的には美術作品ですとか盆栽、それから生け花などを静かに鑑賞するものですので、十分な対策を取れば実施可能と考えて開催するものでございます。

特段、文化ですとか芸術の分野につきましては、成果の発表ですとか鑑賞、それから観覧の機会を創出していくということは大事だと思いますので、その辺り、コロナの状況をにらみながらできるところは開催していきたいということで昨年、それから今年度も開催するものでございます。

作品の集まり具合についてなんですけど、具体的な数字で何点というようなことではちょっと申し上げることができないんですけれども、コロナ禍が長引く中で出品者の創作意欲への影響があるかどうかというところを危惧するところなんですけれども、今のところ前年に比べて特に大きな変化はないというふうに考えております。

◎委員長（黒川 武君） よろしいですか。

◎委員（谷平敬子君） もう一つ、すみません。

関係団体への開催するしないというのは、コロナ禍でなかなかそれは伝えるのはあれだと思うんですけれども、どれぐらい前にお伝えしているんでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 文化祭を開催するかどうかにつきましては、通知自体は8月だったのか9月の初めだったのか、ちょっとその辺は定かではないんですけれども、既に関係団体のほうには通知はしております。

お話としては、文化協会さんにはもう7月の段階ではお伝えはしてあるという状況です。

◎委員長（黒川 武君） よろしいですか。

◎委員（谷平敬子君） はい、分かりました。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 以上で、款 9 教育費、項 4 社会教育費から項 6 給食センター費までの質疑を終結します。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

先ほどの委員長の発言を取り消します。

答弁を執行機関に求めます。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 先ほどの学校教育の答弁において誤りがありましたので、修正をさせていただきます。

先ほど堀委員のほうからひきこもりの御質問がありました。ひきこもりが 1 人というふうに理解をしたということをおっしゃっていただいたんですが、ひきこもりを定義して人数を把握しておりません。ひきこもりぎみの児童ということでメンタルフレンドを利用した児童は 1 人でございます。

ひきこもりぎみの子はほかにもいる状況、またメンタルフレンドを受け入れる状況にない児童・生徒、またおおくすにも来られない児童・生徒はいるという状況でございます。

◎委員長（黒川 武君） ただいまの答弁修正というのは、成果報告書 204 ページに関わる場所ですね。

学校教育課長、それでよろしいですか。

◎学校教育課長（近藤玲子君） はい。

◎委員長（黒川 武君） 今の答弁修正に関しまして、質疑がありましたら。

◎委員（堀 巖君） ということであれば、いるということだけではなくて、どのくらいの人数がお見えになるのでしょうか。

◎学校教育課長（近藤玲子君） ひきこもりという児童・生徒はいるのですが、ひきこもりだということでその児童・生徒を定義して数の把握をしていないという状況でございます。

◎委員長（黒川 武君） 今の件に関してはよろしいですか。

質疑はございませんですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 執行機関側もよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 以上で、款 9 教育費、項 4 社会教育費から項 6 給

食センター費までの質疑を終結します。

次に、款10災害復旧費から款12予備費までの質疑を許します。

決算書324ページから326ページまでです。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 以上で、款10災害復旧費から款12予備費までの質疑を終結します。

以上で歳出の質疑を終結します。

続いて、歳入に入ります。

款1市税から款13使用料及び手数料までの質疑を許します。

決算書は52ページから62ページまでです。

質疑はございませんか。

◎総務部長（中村定秋君） 先日の堀委員の質問への答弁を税務課長からさせていただきますので、よろしくお願いたします。

◎税務課長（古田佳代子君） すみません。お時間いただいてありがとうございます。

9月14日の財務常任委員会で堀委員から質問のありました時効の中断について、件数の集計をいたしましたので御報告いたします。

令和2年度に市税の徴収権の時効がリセットされた件数ですけれども、延べ202件でした。内訳としては、差押えが106件、債務承認が80件、納付誓約が5件、交付要求が11件です。

令和元年度は345件合計でございましたので143件減少していますが、理由としては、主に差押えが減少したものになります。以上です。ありがとうございました。

◎委員長（黒川 武君） 保留していた答弁をしていただきましたが、この件に関し質疑がございましたらお願いします。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） ないようでしたら、先ほどの款1市税から款13使用料及び手数料についての質疑を続行させていただきます。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の56、57ページの6の法人事業税交付金についてお聞かせください。

予算に対して倍ぐらいの交付金があったということで、これは単純に計算して法人事業税の何%が市町村に下りてくるというもんだというふうに理解していたんですけど、このように増えているというのはどのような原因があ

るのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 法人事業税交付金につきましては、決算が倍以上になった理由としましては、今回令和2年度は、令和元年中に県が収入した分を合わせて17か月相当分の交付金額となったためということになります。

◎**委員（木村冬樹君）** はい、分かりました。

じゃあ、令和元年度はどうだったのかと見なきゃいけないんですけど、ちょっと持ち合わせていませんので分かりませんが、17か月分のものが令和2年度中に交付されたということで理解させていただきます。

続いて、58、59ページ、使用料の関係です。

市民プラザをはじめ、多世代交流センターだとかいろいろ児童館だとかということで使用料があります。使用料の見直しが行われた年ということですが、コロナ禍で利用が減っているというのはあるもんだから額は相当減ってきているところではありますが、この使用料の値上げとなった部分に関して、市民からの意見だとか声が上がっていないのかどうか。こういった点についてお聞かせください。

◎**行政課長（佐野 剛君）** 使用料の見直しに伴って利用者等からの御意見があったかということにつきましては、それぞれの施設のほうにも状況を確認しましたところ、そういったお話はいただいておりませんでした。よろしく願います。

◎**委員（梶谷規子君）** 59ページの下から2段目の行政財産使用料の中で、小学校・中学校の屋根に太陽光発電をつけての屋根貸し事業での太陽光の証書類審査を見せていただくと、南部中学校は12万750円とすごく大きいんだけど、あとは3万円台とか五条川小学校が9万8,000円とか、結構7つの小・中学校にかなりの差があるんですけど、パネルの大きさが4倍も違うようなものなのか、3万から12万のばらつきというのが業者によつての差異なのか、そこら辺はどう考えられるんでしょうか。すみません、願います。

◎**委員長（黒川 武君）** 暫時休憩します。

（休 憩）

◎**委員長（黒川 武君）** 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎**行政課長（佐野 剛君）** 公共施設の屋根貸しの関係につきましては、入札を行って実施をしております。という関係で、一番有利な事業者のほうに設置をしていただいているということでございます。

◎**委員（梶谷規子君）** なので、業者によつての差異ということで見えていいんでしょうかね。

◎行政課長（佐野 剛君） はい、そのとおりでございます。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 地方交付税の中身でお伺いしたいんですが、子ども・子育て新制度の前の保育園運営費が一般財源化されて地方交付税に入ること、一番見えにくいブラックボックスのような地方交付税の中に公立保育園の運営費が入っているわけなんです、民間の認定こども園などは目に見える歳入が国庫、県費と入ってきているんですが、公立保育園についての歳入が過去一般財源化される前と変わって、また子ども・子育て新制度になってまたいろいろ変わる中で、どれぐらい地方交付税の中に入れて市に歳入が入っているんだらうかということがなかなか見えにくいわけなんです、計算式なんかも非常に難しいというふうにお伺いするんですが、分かるような数字としてどれぐらいというふう、計算式というかお答えしていただきたいと思います。

◎行政課主幹（酒井 寿君） 普通交付税で今おっしゃられた公立保育園の運営費の関係ということで、交付税の基準財政需要額の中では社会福祉費という分類に入ってきます。

その中でも児童福祉費というところで、またそこから細目で分かれて、算定上は経費のほうは見られているわけですが、公立分ということで大体これぐらいという算定の額でお知らせさせていただきたいんですけど、ゼロから2歳分で令和2年度の算定額としては大体2億3,000万ぐらいですね、算定額としては。それから3歳から5歳分で2億8,000万ぐらいになるので、合わせて5億2,000万ぐらいがあくまでも基準財政需要額の、岩倉だったらトータルの積み上げでは75億円ほどあるんですけども、そのうちの5億1,000万程度が普通交付税で公立保育園の分の運営費のほうは見られておるといようなところでございます。

◎委員（梶谷規子君） 予防接種だとか就学援助制度だとか、一番市民に分かりやすく補助金、交付金に来ていい額が本当に一般財源化されて、地方交付税にブラックボックスの中にオンされるというような状況がどんどん広がってきていることに非常に難しさというか、歯がゆさを感じているんですが、またそこら辺、研究させていただきますようによろしくお願いします。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 以上で、款1市税から款13使用料及び手数料までの質疑を終結します。

次に、款14国庫支出金から款15県支出金までの質疑を許します。

決算書は62ページから74ページまででございます。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の72、73ページで、県補助金のうちの商工費補助金で、げんき商店街推進事業費補助金についてお聞かせください。

補正で出てきたときに状況もお聞きしたりしています。非常に商品券事業に重点されているわけですが、そのほかにもいろいろ使えるという、そういうことを教えていただいたところです。

それで、非常に上限が1,400万ということで大きな財源で、使い勝手もいいのではないかなというふうに思っていますが、このげんき商店街推進事業費補助金をどういうふうに見ているのか。今後も継続されていくものなのか。さらには今後も活用していくと、そういうことなのか。こういった点について、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎委員長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎建設部長（片岡和浩君） げんき商店街の推進事業費補助金というのは、毎年県のほうで上がっている補助金になります。昨年度は、プレミアム商品券の対象事業ということで交付金を申請させていただいております。今年度についても、同様に申請させていただいております。

県の補助金になりますので、今後も継続的にあるものだというふうには理解はしておりますけれども、どういう事業に充当できるかというのは少し研究させていただきながら、可能であれば取りに行きたいというふうに考えております。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 以上で、款14国庫支出金から款15県支出金までの質疑を終結します。

次に、款16財産収入から款21市債までの質疑を許します。

決算書74ページから86ページまでです。

◎委員（梶谷規子君） 86、87ページの臨時財政対策債についてお伺いします。

証書類を見せていただくと、臨時財政対策債の歳入先が1月7日には地方公共団体金融機構から2億4,036万3,000円、最後3月16日は財務省から3億5,963万7,000円と入っているんですが、ちょうど6億になるように最後財務省で合わせたような何かぴったりの数字なんですが、その歳入先がこのよう

に違うのはどういうところからなのでしょう。

◎行政課主幹（酒井 寿君） 臨時財政対策債につきましては、例年交付税の不足を補填するような要素があるというところで、借入先のほうも利率の低い、こういった財務省か地方公共団体金融機構というところで選択して借りております。

そのタイミングについては、会計課のほうと相談していわゆる1年間を通して現金がどの時点で必要かというところもあります。そういったところも相談しながら、令和2年度についてはまず機構のほうでいって、申請を出して認められた額というのものもあるものですから、そういったものの兼ね合いで1月のほうに先にここの利率の低い機構のほうで借りて、その後、年度末過ぎたところ、そこで財務省のほうから借りたというところになります。

あくまでも会計課と相談して、現金の必要なタイミングに応じて借り入れておるというところでございます。

◎委員長（黒川 武君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 以上で、款16財産収入から款21市債までの質疑を終結します。

以上で、歳入の質疑を終結します。

続いて、その他一般会計に係る基金運用状況調書など全般についての質疑を許します。

決算書は417ページ以降になります。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、これをもって全ての質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第66号「令和2年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第66号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

お諮りします。

質疑の途中ではございますが、ここで休憩を取りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、休憩に入ります。

午後は1時10分から再開いたします。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号「令和2年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

決算書は329ページから356ページ、成果報告書は252ページと253ページであります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の338ページ、339ページの関係でお聞かせください。

まず国民健康保険災害等臨時特例補助金ですが、コロナ対策ということで保険税の減免で使われたということだと思えますけど、これは100%国保の国庫補助金で賄われていたということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和2年度のコロナ減免の財政支援につきましては、全額が補助対象ということで財政支援の対象となっております。

ます。ただ、決算の年度内には全ての収入がまだ入っているわけではなくて、翌年度、令和3年度に令和2年度分の対象分がまだ入る分もございます。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

次に、その下にあります県支出金の県負担金、保険者努力支援分ということで、保険者努力支援の制度が、いわゆる財政的インセンティブの付与というところで行われています。それで、令和2年度はどういう評価だったのかということと、何か一般会計からの繰入れを減らさないで努力したことにならないような評価もあるのではないかというふうに思うんですけど、例えば岩倉市でいえば、赤字補填のための繰入れはやっているわけじゃないです。で、そういったことも含めてどのような評価になっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 保険者努力支援につきましては、令和2年度については、特定健診を中止したことによって、その影響によって保険者努力支援の分で下がった分がございまして、赤字補填等につきましては、先ほど委員からお話ございましたとおり、岩倉市のほうはやっておりませんので、その分については現在努力支援制度の中では、赤字補填等をしている場合についてはマイナス評価とされますが、岩倉市につきましてはその分についてはマイナスの評価にはなっておりません。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

次に、341ページのその他一般会計繰入金についてお聞かせください。

この額も年々減少しているというような状況があります。コロナの関係での繰入れが減っている分もあるかというふうには思うんですけど、過去においては、1人当たり幾らというような記載の仕方が積算でされていまして、石黒市政のときに最終盤のところでは少し減らされて、片岡市政のところでは戻されて、さらに1人当たり1万円を超える繰入れとなったということで大変感謝したものでありますけど、この繰入れについては、いろんな国や県から入ってくるものにプラスアルファされていくこともあるものから、プラスアルファというか、それを足して繰り入れるというやり方でやれる繰入れもあるものから、なかなか1人当たり幾らという形で見ることができなくなっているのかなというふうに思っていますが、このその他一般会計繰入金についてどのような動きになっているのか、お聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 本市の一般会計からの繰入れにつきましては、法定内での分は当然繰入れを行って、法定外のものにつきましては、その他分としまして国から繰入れをしてよいとされております保健事業への繰入れと福祉医療の波及分の繰入れを行っているというところでは、

令和2年度につきましては、特定健診を実施しなかったというところがございまして、その分の繰入れが減少しているところでございます。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

基本的に以前のこととはちょっと考え方が変わってきているということで、福祉医療の分と保健事業の分の繰入れをここに入れているというところで確認をします。それ以上のところになると赤字補填になってくるということで、またいろいろペナルティーとかがあるかもしれませんから様子を見なきゃいけないというふうに思いますけど、また様子を見ながら議論をしてみたいというふうに思います。

続いて、歳出のほうですけど、346、347ページで、これは単純な話ですけど、事務管理費の中の負担金補助及び交付金の東海北陸地方都市国保主管課長研究協議会負担金ということで、これは執行がなかったわけですけど、これは開催されなかったということで为什么呢。オンラインシステムの運営費なんかも含まれているわけですけど使われていませんが、状況をちょっと教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 都市会議につきましては、コロナの関係で中止になったというところでございます。

あと、オンラインの負担金につきましては、令和2年度は本来3月分だけの執行を予定がされておりましたが、その3月分についても県のほうから請求がなかったというか、実施がされなかったというところがございまして、令和3年度4月分から請求をされるということになっております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

オンラインでの開催も今後は行われていくのかなというふうに思っています。

続きまして、352ページ、353ページの特定健康診査等事業についてお聞かせください。

特定健康診査受診勧奨業務委託料ということで、予算のときにも少し議論になりましたし、年度途中でも少し話をしたというふうに思います。株式会社に委託をして、その人に合ったような受診勧奨をしているというようなことであります。これ、データ分析ということも何か名称にもあるんですけど、それはその人に合ったということを見るための分析ということでよいのか。これの取組での効果といいますか、結果的にどのようなようになったかということ、どのように見ているのかという点についてもお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） データ分析という点につきましては、

その方に合った、特性に合わせた勧奨という形での分析ということになります。令和2年度につきましては、特定健診の中止をしたというところもございまして、人間ドック事業への勧奨ということにさせていただいております。人間ドック事業については、やはり件数がなかなか実際の受診率を向上するために導入をしているわけですが、やはりコロナの受診控えとか、そういったところもございまして、特定健診の受診率自体には跳ね返りとか、十分に到達していないというところはございます。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

経過を見ていきたいと思えます。引き続き、これは委託をしていくということになるかというふうに思えますので、例えば勧奨の種類を4種類でいいものかどうかということだとか、そういうことも含めて委託業者と議論していただきたいというふうに思えます。

あと、成果報告書のほうから、すみません、11行目のところの、ちょっと文章的に読み取りにくいところがあります。歳入においては、普通交付金が保険給付費の減少に伴い減少するとともに、財源不足の補填により繰越金も減少するなどというところなんです。普通財源不足が生じれば繰越金が増加するのではないかというふうに思うんですけど、これはどういう意味なんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 保険給付費につきましては、県から全て普通交付金という形で入になります。その分について、補填も減っているというところの意味で記載をさせていただいております。

◎委員（木村冬樹君） 良く取ると、財源不足のための補填に使われる繰越金が減少しているという、そういう意味になるんじゃないかなというふうに思うんですけど、まあ、ちょっとまあいいや。少し日本語としてちょっと検討していただきたい、今後の記載については。要望しておきます。

あと、毎回聞いているんですけど、直近の数字、決算ですから令和2年度の数字になるかもしれませんが、短期保険証と資格証明書の発行の対象と交付件数、未交付の件数、直近の数字でもいいですし、令和2年度末でもいいんですけど、教えていただきたいと思えます。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和3年8月1日時点の短期保険証の発行状況ということでお答えをさせていただきます。228世帯が対象となりまして、交付済みが158世帯、未交付が70世帯といった状況でございます。また、資格証明書につきましては、対象が40世帯、交付済みが32世帯、未交付が8世帯という状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 毎回聞いていますけど、未交付の分というのはもち

ろん努力して届くように努力していただいているとは思いますが、主には居所不明だとか、連絡がないだとか、そういう内容でよろしいでしょうか。困った人にはちゃんと届いているということで、確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 未交付の方につきましても、委員おっしゃられたとおり、市からは通知であったり、電話催告等も行いながら、その中でお渡しができていないといった方になります。十分こちらも把握に努めていながら対応しているところでございます。

◎委員（梶谷規子君） 成果報告書の252ページの文章の下から3行目で、重複服薬者に対して適正受診の勧奨を実施しましたとありますが、その勧奨によって適正受診につながってきたのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 重複服薬者の勧奨というところでございますが、こちらについては3か月連続して同じ効能、同じ効果を持つ薬を2つ以上の医療機関から処方されている方に、国保連合会の作成する服薬情報の記載されたお知らせ通知を対象者に送付しております。健康を害するおそれがあること、またお薬手帳の活用による適正受診を御案内しております。全ての方が効果があるというわけではございませんが、その後レセプトで確認をいたしまして、適正受診につながっているという事例もございまして、引き続き勧奨を実施してまいりたいと考えております。

◎委員（梶谷規子君） 割合としてみたいのはわかりますかね。どれぐらいの方がその後のレセプトで効果が上がってきているかという状況、どうでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 月に数件の対象者が現れてきますので、そこで数件重複受診という形で、適正の受診に僅かではありますがつながっていると、ちょっと割合のほうはわかりませんので、よろしくお願いします。

◎委員（梶谷規子君） 253ページの特定健診、また人間ドックのほうでお聞かせください。

昨年はコロナの関係で特定健診をやらずに、人間ドックのほうでということですが、人間ドックは各医療機関でそれぞれ、やはり一旦市民が1万円プラスアルファの受診だと1万幾らを払って、またその後、市に受診の結果を市の窓口を持って行って、自分の振り込んでいただきたい口座の届けをして振り込んでいただくという形で、やはりそれがかなり負担だったという方も見えます。医師会との関係で難しいところがあるんでしょうが、直接市から医療機関にお金が出るようにという形に持っていくということはまだ難し

いでしょうか、どうでしょう。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 国民健康保険の人間ドック助成事業につきましては、委員おっしゃられたとおり、一旦自己負担をしていただいて後日助成金をお支払いするという形で、申請については郵送か、もしくは市のほうの窓口に来ていただくという形を取っております。こちらについては、一旦来ていただくという意味につきましては、来ていただいた際にその結果を見て保健指導につなげるといった状況もございます。そういった結果を基に内容の説明もしたりですとか、そういった健診結果を見ていただく機会ともしておりますので、現状のところは直接来ていただいてということで、受領委任という方法については今後検討・研究してまいりたいと考えております。

◎委員（梶谷規子君） やはり受領委任払いの検討を引き続きよろしく願いします。

結果をやっぱり医療機関から直接市に送るのではなく、御自分が直接結果を持って行ってということで保健指導につなげていくということですが、持っていくのは市民窓口課ですよ。保健指導は具体的には保健センターのほうかなと思うんですが、そこら辺はどのような連携になっているんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 保健指導につきましては、保健センターでお願いしている部分もございますが、市民窓口課でも管理栄養士を雇用しております、その管理栄養士のほうから保健指導を行っている状況もございます。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第67号「令和2年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第67号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

(休憩)

◎委員長（黒川 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第68号「令和2年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

決算書は357ページから370ページ、成果報告書は254ページであります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（黒川 武君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（黒川 武君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

したがいまして、委員会討議のほうも省略をさせていただきます。

次に、討論ですが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。

(休憩)

◎委員長（黒川 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第68号「令和2年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第68号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

(休憩)

◎委員長（黒川 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号「令和2年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

決算書は371ページから400ページ、成果報告書は255ページから257ページであります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 成果報告書の255ページのところの収納の関係です。

収納率の推移がありますが、毎年2%ずつ入ってこない、滞納になっているということで、時効はこれ2年だというふうに思うんですけども、その滞納の状況がどういう状況で起きていて、その滞納の分というのは2年たったら時効で、どういうふうに不納欠損により消えていっているのか、そこら辺の状況をちょっと教えてください。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） 不納欠損でございますが、2年たった保険料を本人のほうと確認をしながら、たったものは欠損しているというような形でございます。あと、年2回の一斉徴収時に本人と連絡を取り、未納のあるものを承認ということで時効を延ばしているというような形で、過去のものに残っているものもございます。そういったような形で、毎年度末に確認をしながら不納欠損をしているという状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、まず今の点に関連して。

保険料未納というのは普通徴収の方ですから、年金天引きがされないような年金収入の少ない人だもんですから、非常に厳しい面があるかというふうに思っています。その中で保険料が2年で時効を迎える、保険料徴収が2年で時効を迎えてということで、保険料未納の方に、いわゆるサービスを利用するときの負担を増やすというやり方が制裁措置というふうに呼んでいますが、そういうものが行われていると思います。2年たってから以降は、もうどんなことがあっても納められないような状況もあって、なかなか厳しい状況があるのかなと思いますけど、この制裁措置を受けている利用者というのはどのぐらいいて、そういう方の生活実態の把握だとか、こういった点についてはどのように行われているんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

サービスを利用した際には利用者負担ということで費用の一部を負担することとなりますが、介護保険料を滞納している場合は滞納期間に応じまして、利用者負担割合が引き上げられるなどの給付制限がかかります。

令和2年度末につきましては、給付制限の対象者は2人となっております。給付制限となった状況ですが、介護保険料の所得段階が高い方もいれば低い方もおりますけれども、これまで個別訪問等によって生活状況とか、そういったことを相談しながら、再三納付のお願いをしてきましたし、給付制限という制度があるというような説明もしてきている状況です。今回、しかしながら、計画的な納付に対する理解がなかなか得ることができずに、いざ要介護申請が必要な状況になって一部を支払っていただけることになりましたが、これまでお支払いいただけなかった分に対して給付制限がかかってしまったと、そんな状況がございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

対象となるというか、未納が発生するのはそういう普通徴収の方だもんですから、厳しい状況があるということは多分間違いないと思いますので、ぜひ生活状況を把握しながら十分な説明を行っていただいて、計画的な納付等を進めていただきますようによろしくお願いします。

決算書の380ページ、381ページの国庫補助金のうち、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金という2つの財政的インセンティブの付与の制度についてお聞きします。

国保は保険者努力支援ということであるんですけど、介護においてはこの2つの仕組みがあるということでもあります。これはそれぞれどのような評価だったのか、令和2年度の状況をお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） 保険者機能強化推進交付金につきましては、令和2年度ですが、まず得点ですけれども、岩倉市の得点は1,575点満点中の813点といった状況でございました。こちらは、愛知県平均が873.3点で、愛知県内の54保険者中35番目といった状況でございました。

◎委員長（黒川 武君） 執行機関、再度答弁をお願いします。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） 努力支援交付金のほうでございしますが、こちらは配点が870点中、岩倉市が400点、愛知県平均が439点で、こちらは54団体中の36位ということでした。以上です。

◎委員長（黒川 武君） 執行機関のほう、最初のほうの答弁が聞き取りにくかったものですので、そここのところも改めて答弁をお願いします。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） はい、すみません。

保険者機能強化推進交付金についてでございます。こちらの配点なんですけれども、1,575点満点中に岩倉市は814点、愛知県平均で874点、県内54団体中で36番目ということでございます。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

すみません、もうちょっと内容の面も含めて御説明をさせていただきたいと思います。

保険者機能強化推進交付金の交付額の算定というのは、評価指標を用いて自己評価、採点を行いまして、評価結果に基づき交付が決定されるものとなっております。評価項目が全部で76ありまして、大きく3つに分類されます。

まず1つ目が、P D C Aサイクルの活用により保険者機能の強化に向けた体制等の構築、2つ目が自立支援・重度化防止等に資する施策の推進、3つ目が介護保険運営の安定化に資する施策の推進といった3つに分類されます。

1つ目のP D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築につきましては、自立支援・重度化防止等の施策について進捗管理や改善に向けた取組がなされているかといったところを評価する指標として、岩倉市についてはその評価は高くなっております。

2つ目の自立支援・重度化防止等に資する施策の推進については、主に地域支援事業の取組状況を評価する指標となっております。介護支援専門員や事業所に対する取組や要介護状態の維持、改善状況が高いと、岩倉市については高い評価になっております。一方で、生活支援体制の整備については、愛知県平均を下回るといった、そんな状況がございました。

3つ目の介護保険運営の安定化に資する施策の推進につきましては、介護給付の適正化や介護人材の確保の取組を評価する指標となっております。共にこちらは愛知県平均を上回る高い評価となっております。今回得られた評価結果については、客観的な指標により他市町の状況との比較をすることで、今後評価の低いところは高めていかないといけないかなと思っています。

もう一つの介護保険保険者努力支援交付金の評価結果につきましては、こちらと同じような評価指標を用いて評価をしているところなんですけれども、1つ目のP D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築につきましては、自立支援と重度化防止等の施策について進捗管理や改善に向けた取組がなされているかの評価ですけれども、こちらは先ほどと同様に高い評価となっております。

2つ目の自立支援・重度化防止等に資する施策の推進については、評価項目中の在宅医療・介護連携に関する取組や認知症総合支援事業に関する取組の評価が高く出ております。介護予防・日常生活支援に関する項目の評価のほうは、若干低く評価されております。

3つ目の介護保険運営の安定化に資する施策の推進につきましては、介護

人材の確保に関する取組を評価する項目になりますけれども、介護に関する入門的研修の実施状況であったり、就労支援等の取組に関する評価が、岩倉市は若干低くなっております。こちらも同様に他市町と比較をすることによって、できていないところであったりは改善していきたいと思っております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 最初に保険者機能強化推進交付金がつくられて、制度としてね、その後2年後ぐらいにこの保険者努力支援交付金がつくられたということで、国のやることですからよく分かりませんが、同じような指標でこの2つを分けている意味が何となく分からないなというふうに思います。

それと、点数で評価をして競い合わせるというやり方というのは、やっぱり保険者の、何て言うんですかね、自治というところがどうなのかなという感じがあります。もちろんこういった項目を高めていくということは、介護保険を運営するに当たっては必要なことなのかもしれませんが、ちょっとその辺も意見として申し添えておきます。

あと、併せてこの真ん中にあります介護保険災害等臨時特例補助金については、国保で説明があったのと同じようなことで財源措置がされているということでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

こちらについても減免をしたことによる減収分というのが、国から全額交付されております。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、歳出のほうに行きますが、390ページ、391ページの以前もお聞きしているんですけど、ちょっとどういう流れでというところを知りたいもんですから、お聞かせいただきたいと思います。

認定調査費の中の委託料、訪問調査委託料です。

証書類を見ますと、株式会社などのいわゆる民間会社、あるいは施設だとかいうところに今委託をしていて、その中には市内の事業者もいるというところがあります。それで、これまでの説明だと、比較的岩倉市よりか遠いところにある施設に入っている人だとか、そういう人たちを調査する、あるいは調査自体が困難な方々を委託してお願いしているというようなことをお聞きするわけですけど、こういう訪問調査委託料にどういう流れで委託のほうに入れていくケースになっていくのか。例えば以前からこういうふうをお願いしているもんだから、そのままそこでお願いしているというケースなんかもあるんじゃないかなというふうに思いますけど、そういったことも含めてどういう流れで委託のほうに調査を依頼するのか、この辺についてちょっと

教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

訪問調査を委託する場合というのが、遠方に申請者が、対象者がいる場合、あともしくは認定調査の依頼が集中して、なかなか職員だけではやりくりができない、そういった場合になってまいります。遠方の方の場合は、新規の申請の場合は、そのいらっしゃるところの市町村のほうにお願いをして調査をやっていただくような形になります。更新の方の場合は、市町村だったりにも聞いたりしながら、こういったところをお願いしたらいいという、そういったちょっとアドバイスもいただきながら、そこに当たってやっていただけるようであれば訪問調査をお願いすると、そういった流れで進めております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

続きまして、392ページ、393ページの介護予防・生活支援サービス事業についてです。

毎回この、いわゆる総合事業が始まってからお聞きしているわけですけど、令和2年度の基本チェックリストによるサービスの振り分けがどのくらいあったのかお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

令和2年度中に基本チェックリストを実施して事業対象者と決定した件数としては37件となっております。お願いします。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

ちょっと経年的に見ていくと、少しずつ減ってきているような感じがします。その分要介護認定のほうをしっかりと希望者を受けている状況があるのではないかなというふうに思います。基本チェックリストというのは、25項目の生活に対する支障がどのくらいどうなっているのかということを知ることができるし、一方、要介護認定は74項目ということだし、それプラス医師の意見書だとか、ケアマネジャーの特記事項なんかも書けるわけで、より正確なその人の状態がつかめるということで、岩倉市はこれを希望者が要介護認定を受けさせていただいているものですから、その点についてはありがたいなというふうに思っています。

もう一点この関係で、そういった中で総合事業については利用者が増えているのではないかなというふうに思うわけです。それで、この総合事業の中で、いわゆるサービスAと言われている基準を緩和したサービスだとか、サービスBの住民主体の支援、あるいはサービスCと言われている短期集中型のもの、こういったものの令和2年度の件数、対象者の数だとか、こういっ

たことについて教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

総合事業の利用状況につきましては、令和元年度と令和2年度の利用者を比較してまいりますと、訪問介護相当サービスが1,473件から1,564件で、6%増加しております。緩和型サービスのほうは118件から104件ということで、こちらは12%減少しております。

通所介護相当サービスにつきましては、1,128件から1,139件で1%の増加、緩和型サービスにつきましては181件から207件で14%の増加となっております。

住民主体のサービスでは、サロンへの参加を通じて介護予防を図る通所型サービスについては、サロンの活動費ということで高齢者交流サロン活動費補助金を、令和元年度は8団体に交付しておりますが、令和2年度は3団体に交付となっております。

短期集中型の通所サービスにつきましては、生活機能を改善するための運動器の機能向上等を事業所等で委託してやっておりますけれども、令和元年度は1人の利用がございましたが、令和2年度については利用がない状況となっております。

サービスの利用につきましては、居宅サービスの通所系サービスが新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる利用件数の減少が見られる中、総合事業では通所介護相当サービス及び緩和サービスの両サービスとも利用件数が増加しております。この状況というのは、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、要支援者が増加した結果ではないかなと見ております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

いずれにしても、総合事業のサービスというのが増加傾向にある。増加の伸びという点でいえば、一定落ち着いてきているのもあるのかなというふうにも見るわけですけど、いずれにしても必要な人に必要なサービスを提供するという、この姿勢は堅持していただいているというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

決算書の394ページ、395ページの任意事業のところ、介護相談員の謝礼が執行なしということで、お二人の方にこの相談員をお願いしているというふうにお聞きしているわけですけど、コロナの影響だとは思いますが、活動がなかったということでもよろしかったでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

そうですね、介護相談員につきましては、介護サービスの事業所のほうがやはり外部からの受入れというのはちょっと難しいという話でしたので、実績

としてはない、そんな状況になります。

◎委員（木村冬樹君）　じゃあ、私から最後です。

この時期にいつも聞いていますが、特別養護老人ホームの待機者数を、いろいろ統計の取り方が変わってきているというのもお聞きしていますし、県の調査なんかもあるというふうにも思いますけど、これも令和2年度末でもいいですし、最新の数字でもいいですけど、教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君）　特別養護老人ホームですが、岩倉一期一会荘と岩倉一期一会荘花むすびの申込みをしている方の状況を確認いたしました。なお、申込者につきましては、今すぐの入所を希望していない方で介護度が重くなったときに備えて申込みをしている人も含んでおります。申込者の状況ですが、令和3年7月末現在149人で、そのうち市内申込者は82人となっております。市内の介護度別の申込者数ですが、要介護度1が11人、要介護度2が14人、要介護度3は32人、要介護度4は16人、要介護度5は9人となっております。一期一会荘のみを申し込んでいる市内の申込者が50人、花むすびのみを申し込んでいる市内の申込者が16人で、両方を申し込んでいる申込者が16人となっております。

また、委員が言われましたとおり、愛知県におきましても3年ごとに特別養護老人ホームの申込者の調査を行っております。直近ですと、令和2年の4月1日現在になります。こちらは調査対象が要介護3から5の入所希望申込者で、重複して申込みをしている方やほかの施設に既に入所している方及び入所申込み後に死亡した方を除き精査したものとなっております。それによりますと、岩倉市の被保険者におきまして、1年以内に入所を希望する申込者数は12人となっております。

なお、令和2年6月には花むすびの8ユニット目の10人分が開設されております。以上になります。

◎委員（木村冬樹君）　はい、分かりました。

県の調査で、1年以内に入所希望というのが12人ということであります。特別養護老人ホームというのは、なかなか新しい施設ができない限り、亡くなられたりして空きができて入っていけるとい、そういう状況だというふうに思っています。いずれにしても、まだまだ少し整備が必要ではないかなというふうに思います。介護保険というのは、施設を整備するとそれだけ保険料に影響するということもありますので、慎重な対応も必要かというふうに思いますが、また様子を見て議論していきたいと思、ありがとうございます。

◎委員長（黒川 武君）　ほかに質疑は。

◎委員（榎谷規子君） 昨年度の介護給付費全体の負担割合、財源内訳になりますが、国がきちんと4分の1、25%はなかなか出さずに、調整交付金で調整しているという感じで例年あるんですが、調整交付金がどれぐらいかということも含めて国の割合、県・市で65歳以上の1号被保険者、40から64歳の2号被保険者の負担割合についてお伺いをいたします。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） まず介護給付費の負担割合でございますが、一般的な標準割合としましては、国は20%、国の調整交付金が5%、県が12.5%、市が12.5%、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっております。令和2年度の決算としましての割合になりますが、国の割合が調整交付金を含めて21.20%、調整交付金だけとしますと3.13%、県の割合が14.43%、市の割合が12.5%、第1号被保険者の割合が21.47%、第2号被保険者の割合が27%、その他としまして介護給付費準備基金からの繰入金金が3.40%となっております。以上です。

◎委員（榎谷規子君） 調整交付金が5%のところを岩倉は、かつては介護保険当初は全体の人口割合が若いとかいう理由で1.何%がだんだん高齢化も上がってきて3.13%ということですが、国が25%、4分の1負担するところをやはり調整交付金を合わせても21.2%だけ、25%がなかなか国は負担せずに、その分が1号被保険者が65歳以上が負担していると思うんですが、今言われた1号被保険者が21.47%という23%より少ない分は介護給付費準備基金が3.4%、この準備基金は全て1号被保険者の負担になっているわけですので、本当にそれ以上多く負担しているということで、やはり国がもっときちんと負担をしてほしいなというふうに思うところです。引き続き、きちんと国が4分の1負担してもらおうようにという声を上げていかなければいけないなと思っているところですが、はい、ありがとうございました。

◎委員長（黒川 武君） 意見でよろしいですか。

◎委員（榎谷規子君） はい、意見です。

昨年要望していた独り暮らしの高齢者の方で、やはり年金が少ないために利用料を非常に最低にして、週1回の訪問サービスの中でかなり弱っていらした方が、ケアマネジャーさんや訪問サービスの人たちの連携によってきちんと訪問を増やしていただいたり、入院手続、退院後もサービスの充実につなげていただいたということで非常に感謝されています。それは、多職種やケアマネジャーさん中心にやっぱり介護サービスをその方に本当に合った、その方に必要な介護サービスをどう利用してもらえていい状態になっていくかという議論をしっかりといただいて、そのようないい状態になっているのを知ると、先ほどの努力支援交付金とか、そういった中にそういっ

た努力の反映も入ると非常にいいのにといいながらいますが、現在そういった多職種の会議やお一人お一人の介護を必要とする方たちにとってのサービスをいかによくしていくかという議論などは、コロナ禍でそういった会議をするのが難しい中でどのように工夫されてやられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

コロナ禍の中でやっぱり困難な事例を抱えているような高齢者というのは若干多くなってきているかなと思いますけれども、そんな中でもやはり関係機関等と連携をしながらケース会議等を開きまして、場合によってはコロナ禍でなかなか集まりづらいときにはオンラインで開催するなどしながら問題解決を図るようにしております。必ずしも短期間で問題解決する場合ばかりではなくて、それこそ年をまたいで解決に至るようなケースもありますが、今後もその辺りはしっかり努めていきたいと思っております。

◎委員長（黒川 武君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。委員会討議を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第69号「令和2年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第69号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第70号「令和2年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

決算書は401ページから416ページ、成果報告書は258ページであります。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 後期高齢者医療特別会計についても、短期保険証、資格証明書の対象者交付枚数、未交付枚数を直近の数字でもいいですし、令和2年度末でもいいですので、お聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和3年8月1日現在でございますが、短期証の交付は14件、未交付は1件であります。資格証の発行についてはございません。

◎委員（木村冬樹君） 資格証は出していないということで、引き続き例年どおりのことでよろしくお願ひしたいと思います。

それと、短期保険証の未交付については、先ほど国保のときにも言いましたように、努力していただいた結果仕方ないというような状況なんでしょうか。状況は把握しているんでしょうか、その点についてお願ひします。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） こちらにつきましても、書留で送付したものが郵便局での保管期間の経過により市に戻ってきたこと等、受け取っていただいていない状態となっておりますのでございます。その後何度か訪問したり、お電話をしたりしている状況でございますが、お渡しができる状態ではございません。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。委員会討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長(黒川 武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第70号「令和2年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長(黒川 武君) 挙手全員であります。

採決の結果、議案第70号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。職員の入替えがありましたらお願いします。よろしいですか。

ここで10分程度休憩を取りましようか。じゃあ、2時20分から再開いたします。

(休 憩)

◎委員長(黒川 武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第71号「令和2年度岩倉市上水道事業会計決算認定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長(黒川 武君) 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員(木村冬樹君) 決算書の12ページの概況のところから少しお聞かせいただきたいと思います。

2行目から有収率のことが書いてあって、漏水が増加しているということで、後ろのほうを見ますと65件で2,362万300円という工事費がかかっています。それで、老朽化している水道管ということで、漏水が発生するというのがやむを得ないような状況になってきているのかなと思いますけど、早期の発見が必要だというふうに思います。それで、市民や、あるいは区からの連絡なんかはどのような状況になっているのか、この漏水の発見状況についてお聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課長(神山秀行君) 先ほどおっしゃられたように、令和2年度道路からの漏水状況につきましては65件ということで、令和元年度の46件から比較しまして19件増えているというところになります。また、漏水におきましては、市民からの通報等が最もございますが、市職員とか、また水道事業の関係者のほうから、委託業者のほうから情報提供により判明することが

多い状況になっております。有収率の関係につきましては、この漏水ばかりではなくて火災における消火活動とかも関係がありますし、また解体工事などで既存の水道管の破損、そういった場合も有収率の低下につながるものと思っております。それで、漏水の関係に戻りますが、漏水の疑いがあるということで連絡を受けた場合には、速やかに現地のほうを確認しまして早急に修繕のほうをしているところになります。以上になります。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

原因はいろいろあって有収率は決まってくる。とにかく漏水を早く見つけるということが大事だなというふうに思っております。

それと、令和4年度以降、いわゆる水道管の更新計画を策定するということが言われているわけですけど、この策定については現時点での検討状況はどのような状況になっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎上下水道課長（神山秀行君） 岩倉市内水道管のほうは、法定耐用年数を超えた水道施設のほう全体が4割程度ということで、施設の老朽化のほうが進んでいる状況になります。そのため、今後につきましては施設の更新費用等がかなりかかってくる、負担になるということで想定されております。このため、管路の更新を含めた施設の更新計画を先ほどおっしゃられたように策定することを検討しておりますが、委託業者として策定した場合の見積りのほうを取ったところ、金額がちょっとかなり高額だったことがございまして、ちょっと今自前のほうで何とかできないかなということで考えているところになっております。

具体的には、管路の更新事業におきましては、企業債による財源の確保を検討しまして、施設の更新等では水道料金の収益と維持管理に係る費用の比較を検討することによって施設の有効活用を図っていきたいということで考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

全体のやつを見ると、やっぱり委託だと高くなるというのがあるかと思えます。職員がやってもかなり大変だというふうに思いますので、その辺はちょっと考えて進めていただきたいと思います。

もう一点です。

水道事業の共同化、広域化ということで国のほうも含めて動きがつくられていっています。県によってはかなり進んでいって広域化、そして民間委託という流れがつくられているところもありますけど、愛知県ではなかなかそこまでは行かずに勉強会を繰り返しているというような状況ではないかなと思えますけど、その中でいろんな事業の中での部分的な事業の共同化みたい

なことは、財政面にもメリットがあるということでこれまで聞いているわけですが、こういった共同化についての動きというのは、現時点でどのようになっているのかお聞かせください。

◎上下水道課長（神山秀行君） 水道事業の広域化につきましては、平成25年度より愛知県のほうが主催します研究会のほうに参加をしております。県におきましては、最終的には事業体を全て統合する県内1水道という形で目標にしておりますが、なかなか事業体ごとに設置水準や維持管理水準といった経営格差などもございまして、県内1水道の実現についてはかなりの時間を要するものということで見込んでおります。

このようなことから、少しでも効率化、先ほどおっしゃられたように事務の効率化を図る目的から、事務事業分野のほうで共同実施が可能な項目の洗い出し作業のほうを行っております。令和2年度には指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る講習会、事業者への講習会になりますが、こちらのほうを名古屋市に委託することで広域的な連携と共同化による事務の効率化を図ることができたと認識しております。

また、このほかにも水質の検査業務、また薬品の購入、水道メーターの共同発注について検討してきておりますが、新型コロナの感染拡大に伴いまして、事業体同士がなかなか集まって意見交換をする場を持つことが難しいということで、実施までにはまだ至っていない状況になっております。

水道事業の広域化につきましては、将来にわたって安定的に水を供給するために有効な施策と考えておりますので、引き続き研究のほうを進めていきたいということで思っております。よろしく申し上げます。

◎委員（梶谷規子君） 岩倉の元13水源、今は12になっていると思うんですが、自己水源の現在の状況は良好とっていい状態でしょうか、どうでしょうか。

◎上下水道課長（神山秀行君） 水質の件についてということでよろしかったですかね。令和2年度の水質検査の実施状況につきましては、令和元年度につきましては市内12か所の水源、また自然生態園や児童遊園などの給水栓、実際に水が出るところですね、そちらのほうの10か所におきまして、水道法に基づく検査のほうを実施させていただいております。

水質検査の結果につきましては、水源から直接くみ上げた直後の原水、まだ何もろ過とか加工していない原水につきましては、旭町にございます第1水源においては、有機化合物でありますトリクロロエチレンの値が水質の基準値を若干超過している、また東町にあります第3水源や八釘町水源、野寄町水源、曾野町北水源の4か所におきましては、マンガンの水質基準のほう

が若干超過しているというような状況がございました。この原水の基準超過の対策としまして、第1水源、トリクロロエチレンに対する対策につきましては、処理設備を設置しております。また、その他の4か所のマンガンが出るようなところ、こちらのほうにおきましてはろ過器のほうを設置させていただいております。処理後の水、また給水栓、実際に使う給水栓のほうにおきましては実際には水質基準を満たしているというような状況を確保しております。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。委員会討議を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略し、次に議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第71号「令和2年度岩倉市上水道事業会計決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第71号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第72号「令和2年度岩倉市公共下水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算認定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 上水道でも水質検査を丁寧にやってもらって、その検査結果をお願いしましたが、下水道についての水質調査の昨年度の調査結果はどうだったでしょうか、お聞かせください。

◎上下水道課長（神山秀行君） 下水道におけます令和2年度の水質調査結果につきましては、年間8回延べ57か所のほうで実施させていただいております。

令和元年度と比較しますと、回数は同じで、場所が1か所、箇所数が1か所増えているということになっております。結果につきましては、7事業所で基準を超過してしまいました。基準を超過した事業所に対しましては、除害施設の適切な維持管理や適正な排水をするように文書で指導をさせていただいております。飲食店の油につきましては、過去にも超過があったため、訪問指導を繰り返し行っているような状況になっております。以上になります。

◎委員（木村冬樹君） 関連で聞きますね。

資料請求しましたので、その中から12月14日に検査した分で、総水銀が超過している施設がありました。水銀ですから大体どんなところなのかなというふうに分かるわけですけど、水銀の流出を防ぐということで法律も厳しくなっているというような状況があると思いますけど、そういった中でこの施設に対する指導、改善はしていると思いますけど、どのような状況だったのでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） こちらの施設は歯科医院になりました、公開しました文書のほうでは文書指導で改善ということで、総水銀の改善については記載しておりません。こちらの事業所につきましては、今年度、令和3年度になりましたから、再調査のときに水銀の基準超過は改善しておりますが、指導方法につきましては、まず1回目は文書ということで、ここも文書で指導をしております。これが続くようでしたら訪問調査ということで、食べ物屋さん同様に訪問調査するところですけど、今回はまだ訪問調査までは至っておりません。以上です。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

岩倉市で事業所から出る排水が下水のほうに流れて行って、そこで処理をされるということですから、最終的にはそこできちんと処理はされると思うんですけど、なるべく事前のところでチェックをして超過のないように指導をしていただきますようによろしく申し上げます。

決算書の10ページの概況のところから少しまた質疑させていただきます。

1つは有収率についてです。水道の場合の有収率というのは、漏水だとか、さっき言った火災の関係だとか、要するに水道料金が入ってこないような水の使い方というところから出るわけですけど、下水道の場合の有収率というのはなかなか分かりにくいなというふうに以前もお話ししたとおりです。下水管へ流入している不明水があるというふうに思いますけど、この不明水というのは、一定説明を受けていますけど、現時点ではどのようなことで発生原因となっているのか、担当課の見解をお聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課長（神山秀行君） 不明水におきましては、過去に整備しました陶管、陶器の管、そちらのほうのやはりひび割れが原因だと考えております。地下水位が岩倉の場合は高いもんですから、ひび割れがあつて雨とか地下水位が上がると流入の原因になっているものかなということで考えております。不明水対策につきましては、今後も推進していきまして、不明水を削減することによって流域下水道の維持管理費の負担金の抑制に努めていきたいということで考えております。

◎委員（木村冬樹君） 陶管、セラミック管と言われているものについては、以前もちょっと議論したと思います。なかなか調査が難しいけど、目視でやらなきゃいけないようなところだから大変ですし、お金も少しかかるのかなと思いますけど、そういった点もちょっと検討していただいてなるべく有収率が上がるようお願いしたいと思います。

私から最後の点です。

一般質問でも取り上げられていましたけど、県の流域下水道の汚泥減量化施設の共同運用についてです。私は、五条川左岸浄化センターの公害防止委員会の委員をやっていますので、状況はつかんでいます。それで、本会議での答弁があつたように、衣浦西部に1号炉が造られるということで、日量150トン焼却できる施設が建つということです。この汚泥減量化施設の共同運用というのは、これも本会議で答弁ありましたように、3つのところに愛知県内分けて、尾張部と西三河部、東三河部ということで、西三河のところというのは沿岸にあるんですね、工業地帯の中に。だから、比較的住民が住んでいないところにあるということで、そういう立地をしやすい状況はあるんじゃないかなと思いますけど、尾張部というのはやっぱり人口が密集していて、そういった中で人口が密集しているそういう中に浄化センターが建っているもんですから、非常に進めるのは難しさもあろうかというふうに思っています。

そんな中で尾張部では、今、焼却炉を持っているのは五条川左岸浄化センターだけなんですよ。6つの流域下水道があつて、尾張部で1か所みたい

なそういう話になってきているものですから、そうなりますと現存しているところというのがやはり一番不安がある。今あるのは日量50トンの炉ですから、それでもいろいろ公害防止をしっかりとチェックしているわけですが、150トンになってくるということもあると、またまた大変な状況もあろうかというふうに思います。別のところに造るというのもまたなかなか難しいような問題がまた新たな立地ということで、そこでの住民運動が起こったりする可能性もあるものですから非常に難しさを伴っているなと思っていますけど、この県の汚泥減量化施設の共同運用について、市としてはどう対応していくのか。特に岩倉市は、五条川左岸浄化センターは小牧市にありますけど、隣接している五条川右岸浄化センターがあってというところで、そういう2か所の近隣の施設がある中で、県に対してやっぱり住民の立場で意見を言っていたきたいなというふうに思っていますが、そういった点についての市の姿勢を教えていただきたいと思います。

◎上下水道課長（神山秀行君）　そうですね、県のほうには参加するというところで、尾張地区のほうにも焼却炉の建設のほうを検討するというところで、あくまでも検討というところになっております。そういったこともありまして、現時点におきましては、尾張地域で焼却炉があるのは左岸だけということになっておりますが、それは加味をしなくてゼロベースで今後建設地をどこにしていくかということを考える、検討していくということ聞いております。

また、建設地として候補としてなった場合におきましては、当然地元の合意がないまま建設することはございませんので、地元の意見を聞きながら、話し合いを重ねながら理解を得て新たな焼却炉を建設していくという流れになるものと考えております。

◎委員長（黒川 武君）　他に質疑はよろしいですか。

◎委員（木村冬樹君）　分かりました。

住民の意見を無視されるような形では進まないというふうに思いますけど、市としても住民の意見をバックアップしていただくようお願いして質問を終わります。

◎委員長（黒川 武君）　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君）　ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。委員会討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩します。
（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第72号「令和2年度岩倉市公共下水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第72号は全員賛成により原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

◎委員長（黒川 武君） ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、財務常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。